

令和5年広島県議会6月定例会提案見込事項

- 1 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案について
- 2 広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案について
- 3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

1 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案 について

1 趣旨

- (1) 広島南警察署が、広島市南区宇品東四丁目から同区出汐二丁目へ移転することに伴い、同署の位置を変更する。
- (2) 福山市水呑町の一部区域をもって、新たに水呑町三新田一丁目及び同二丁目を設置されたことに伴い、福山西警察署の管轄区域の表示を変更する。

2 内容

- (1) 広島南警察署の位置欄を「広島市南区出汐二丁目」に変更
- (2) 福山西警察署の管轄区域欄に「水呑町三新田一丁目、同二丁目」を追加

3 施行期日

- (1) 広島南警察署の位置変更
令和5年9月19日（開庁日）
- (2) 福山西警察署の管轄区域変更
公布の日

2 広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

道路交通法の一部改正により、特定小型原動機付自転車運転者講習制度が新設されたことから、同講習の講習手数料を定めるため、広島県警察関係手数料条例を改正するもの。

2 内容

特定小型原動機付自転車運転者講習に係る講習手数料の新設

事務の区分	手数料の名称	金額
特定小型原動機付 自転車運転者講習	講習手数料	講習1時間につき 2,000円

3 施行期日

公布の日

3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

1 趣旨

道路交通法等が一部改正され、「特定小型原動機付自転車」に関する規定が設けられたことに伴い、同条例の信号機に関する基準に「信号の意味」が自転車と同様の交通ルールが適用となる特定小型原動機付自転車を加えるもの。

2 内容

条例第3条（信号機に関する基準）第2号の「自転車」を「特定小型原動機付自転車若しくは自転車」に改正する。

3 施行期日

公布の日